

### 3. 年金記録問題についての一般的な相談実施

「ねんきん特別便」を受け取った国民に対し、特別便が送られている趣旨、「ねんきん特別便」に記載されている内容の解説、漏れている記録の申請手続等について、国民の身近な場所でも情報提供を受けることができるようにする。

高齢者や障害者等については、福祉関係団体を通じて、本人又はその家族に対する情報提供を行う。

事業所、市町村又は福祉団体等が、国民に情報提供をするために必要な情報は、社会保険庁が説明会を開催し、提供する。

<p>① 事業所の社会保険委員の活用などにより、「ねんきん特別便」の趣旨、必要な手続、記載内容等や年金加入記録照会票への記載事項、留意点等について、来訪者に対する情報提供を行う。</p> <p>※ 市区町村の場合には、社会保険事務所とのホットラインも活用。</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>② 「ねんきん特別便」が送付された入所者又はその家族に対して、記載内容、手続等についての情報提供を行う。</p> <p>※ 施設職員に対する説明会を社会保険事務所において実施。併せて、各施設における一般的な年金相談の実施を検討。</p>	<p>〔全国老人福祉施設協議会等福祉関係団体〕</p>

### 4. ねんきん特別便の送達等

国民一人一人の年金記録を着実に確認するために、「ねんきん特別便」が国民にできる限り確実に届くような体制を構築する。また、事業所及び市町村の協力を得て、宛先不明で返送されてきた「ねんきん特別便」も送付対象者に着実にお届けするための最大限の努力をする。

<p>① 宛先不明により「ねんきん特別便」が返送されてきた場合において、送付対象者の現住所を、従業員情報（経済団体の場合）又は住民情報（市町村の場合）により確認する。</p> <p>② 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、事業所経由で送付する。【20年6月から】</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、共済所管省・共済組合等〕</p>
<p>③ 結婚等により姓名が替わったのにも関わらず、年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への働き掛けを集中的に行う。（2月～3月を申出集中期間とする。）</p>	<p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p>
<p>④ 無年金者に対し、介護保険料の納入通知送付の機会に、年金記録確認の注意喚起を併せて行う。【20年6月目途】</p>	<p>〔市町村〕</p>

## 5. 記録照会・統合の手続き

全員通知の「ねんきん特別便」の発送に伴い、国民から申請される記録の漏れ等については、事業所等を経由することにより、国民の利便性を高めるとともに、効率化を図る。

また、ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う。

① 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、記録統合申請を事業所ごと一括し、申請の代行を行う。【20年6月から】	〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会〕
② 「ねんきん特別便」が送られた年金受給者について、希望者の「年金加入記録照会票」を、その者に代わり一括して社会保険事務所に提出する。	〔協力をいただける市町村〕
③ 認知症の年金受給者に係る年金記録の確認・手続等につき、入所・入居している施設を通じて家族や後見人に情報を提供する。 ④ 視覚障害者の方への「ねんきん特別便」の音声や点字による周知や広報を行う。	〔全国老人福祉施設協議会、日本盲人連合会等福祉関係団体〕
⑤ 今後解明すべき記録に係る解析システムの開発及び解析に関し、ITの専門家を社会保険庁に派遣する。 ⑥ 社会保険庁に派遣するITの専門家の増強を要請する。	〔日本経済団体連合会〕

## 6. 広報・情報提供

国民に、正しい情報を適正に伝える。

○ 「ねんきん特別便」の趣旨、見方、手続等について、広報資料を共同して作成する。	〔市町村〕
--	-------

# 「5000万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」送付の進捗状況(2月18日現在) 社会保険庁

- 「5000万件」の未統合記録と1億人の年金受給者・現役加入者の記録のコンピュータ上での突合せ(名寄せ)を3月上旬までに、その結果記録が結び付く可能性がある方々への「ねんきん特別便」の発送を3月末までに、それぞれ終わらせる見込みが立ったところ。
- 3月までの「ねんきん特別便」によってもなお統合できずに残る記録については、4月以降も、
  - ①5月までに全ての受給者に、10月までに全ての現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、国民お一人お一人に記録をご確認いただく
  - ②これと並行して、記録の内容に応じた調査・照会等の対策を講じる
 ことにより、記録の統合を粘り強く進めていく。
- 4月から発送するすべての年金受給者への「ねんきん特別便」については、プログラム開発がほぼ終了したところ。

		平成19年11月	平成19年12月	平成20年1月	平成20年2月	平成20年3月
名寄せ処理		←2月18日時点				
		[黒塗り]		[黒塗り]		[黒塗り]
				現役加入者・第1次名寄せ (12月17日～1月24日)		
				現役加入者・生年月日条件緩和の 第2次名寄せ(12月17日～1月24日)		
				現役加入者・氏名条件緩和の 第2次名寄せ(1月7日～2月1日)		
名寄せ該当者へのねんきん特別便の送付	年金受給者 【約280万人分】	[黒塗り]				
	現役加入者 【約750万人分】	[黒塗り]				
計 【約1030万人分】		約168万人分送付済み				
		[黒塗り]				
		第1次名寄せ分等 【約690万人分】 (2月20日～3月末)				
		第2次名寄せ分【約60万人分】 (2月20日～3月末)				

(注) 発送対象者数は、現時点での見込み値である。

# 「ねんきん特別便」の状況（平成20年2月19日現在）

発送			回答		対策
発送日	年金受給者	現役加入者			
19年 12月17日 25, 26日	約30万人 約18万人		未到達 1月7日時点 2千人強(0.5%) → 2月19日現在 7千人強(0.4%)		毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。
			未回答 1月7日時点 約32万人(65.7%) ↓ 2月19日現在 約97万人(57.9%)		発送から3か月後及び6か月後を目途に順次、はがきによる記録の確認のお願いを実施。さらに回答のない方には訪問等を実施。
20年 1月9日 16日 23, 24日 30日 2月6日 13日	約12万人 約13万人 約30万人 約5万人 約20万人 約40万人		訂正あり		再裁定等の手続を行う。
			1月7日時点 約2万人(4.4%) ↓ 2月19日現在 約17万人(10.3%)		
			回答		
2月20日 27日	約40万人 約24万人	約35万人 約89万人	1月7日時点 約16万人 (33.8%) ↓ 2月19日現在 約70万人 (41.7%)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・封筒に、十分な確認を促すための注意喚起を付記。(1月16日より)</li> <li>・ご本人の記録である可能性が高いと考えられるもの(既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等)について、電話や訪問による入念的な照会を実施。(1月25日より)</li> <li>・電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。(1月31日より)</li> <li>・加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を追加送付。(2月6日より)</li> <li>・2月6日前に送付した方に対して、注意喚起の資料を含め、「ねんきん特別便」を再送し、必ず相談・確認・回答いただくことを徹底。(3月下旬)</li> </ul>
			訂正なし		
計 約168万人					
計 約232万人		計 約124万人			

## 年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況（ポイント） 《平成 20 年 2 月 15 日現在》

### 「5000 万件」の名寄せ・加入履歴等のお知らせ（ねんきん特別便）

- 「5000 万件」の記録と 1 億人の記録とのコンピュータ上での突合せを順次実施中。
- 平成 19 年 12 月 17 日から、第 1 次名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者へ、「ねんきん特別便」を順次送付中。これまでに約 168 万人の方へ送付済。
  - 平成 20 年 3 月末までに、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある年金受給者及び現役加入者に順次送付する予定。

(注) 名寄せの内容

第 1 次名寄せは、氏名・性別・生年月日の 3 項目で名寄せを実施した上で、基礎年金番号で管理されている年金加入記録と期間重複チェックを行うもの。

第 2 次名寄せは、上記 3 項目の一部について条件を緩和し、名寄せ等を実施するもの。

### 相談・広報

- 来訪相談、巡回相談及び電話相談を強化。
    - ・ 相談件数の増加に合わせて、市町村や商工会議所、商工会等で行う巡回相談を強化。
    - ・ 「ねんきん特別便」専用ダイヤルを拡充。  
700 席（平成 20 年 1 月 21 日）→ 1000 席（平成 20 年 2 月 12 日）→ 最大 1300 席
  - 広報
    - ・ 社会保険庁の HP に「ねんきん特別便」のコーナーを開設（平成 19 年 12 月 14 日）。
    - ・ 「ねんきん特別便」の送付に合わせ、趣旨、加入記録の確認方法や、記録訂正の手続等について、新聞、TV、ラジオ、HP を中心として周知広報を実施（平成 19 年 12 月～。例：新聞折込広告（平成 19 年 12 月 17 日））。
- 市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等に取り組む。

### コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

- 被保険者台帳等の社会保険事務所における保管状況、市町村の国民年金被保険者名簿の保管状況等を把握、公表（平成 19 年 8 月 23 日、9 月 10 日）。
- 記録の突合せ
  - ・ 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施中（平成 20 年 1 月 17 日～）。
    - 来年度以降、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の分析等を行う。
    - 国民年金の特殊台帳等の記録の突合せについて、具体的な実施方法等を検討。

サービススタンダード 達成状況  
(平成18年度)

社会保険庁

## 趣旨

- お客様の視点に立ったサービスの品質向上を図るうえで、お客様が各種のサービスを受けるまでに要する期間をその内容に応じて予め明確にし、サービスに対するお客様の安心感や信頼感を醸成することが重要であると考えています。
- このため、平成17年度より各種サービスについて、お客様が申請(請求)されてから決定通知書等が届くまでの期間についての必達目標として「サービススタンダード」を設定し、それをお客様に情報提供することにより、サービス水準の向上を図ることとしたものです。

## 実施内容

- サービススタンダードは、全てのサービスのうち、医療保険の現金給付や年金保険の給付といった、お客様から迅速に実施することが特に求められ、問い合わせなどが多いサービスについて所要日数を定めたものです。

## 健康保険給付関係

給付種別	所要日数
傷病手当金	3週間以内
出産手当金	
出産育児一時金	
家族出産育児一時金	
埋葬料(費)	
家族埋葬料	

(所要日数…請求書を受理してから、支給決定通知書が請求者に届くまでの日数。)

## 年金給付関係

給付種別	所要日数
老齢基礎年金	2か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合1か月以内)
老齢厚生年金	
遺族基礎年金	
遺族厚生年金	
障害基礎年金	3か月以内
障害厚生年金	3か月半以内

(所要日数…裁定請求書を受理してから、年金証書が請求者に届くまでの日数。)

## サービススタンダード達成状況(平成18年度)

健康保険給付にかかる平成18年度のサービススタンダードの達成状況を見ると、概ね90%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきているものと思われます。

### 健康保険給付関係

給付種別	決定件数	達成率	平均所要日数
傷病手当金	823,846 件	92.4%	18.0 日
出産手当金	127,986 件	90.3%	18.0 日
出産育児一時金	123,041 件	96.9%	16.4 日
家族出産育児一時金	256,750 件	96.9%	16.3 日
埋葬料(費)	35,614 件	88.8%	17.9 日
家族埋葬料	80,236 件	92.2%	17.2 日

達成率が比較的低い給付項目については、書類不備等による請求者への返戻に日数を要していることが影響していることから、請求者に対する事前の周知・広報の充実等、不備返戻書類の発生防止のための対策を徹底させることにより、引き続き改善を図ることとしています。

# サービス標準達成状況(平成18年度)

年金給付関係については、平成18年度からは加入状況の再確認を要する場合(2か月以内(注))と要しない場合(1か月以内)に分けて、サービススタンダード達成率及び平均所要日数を集計してます。

加入状況の再確認を要する場合の達成率は、障害厚生年金を除き、全般的に88%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきているものと思われれます。

一方で、加入状況の再確認を要しない場合の達成率は、40%から70%弱と比較的低くなっています。

## 年金給付関係

給付種別	決定件数	達成率		平均所要日数	
		加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの	加入状況の再確認を要するもの	加入状況の再確認を要しないもの
老齢基礎年金	152,191件	94.7%	61.0%	40.9日	31.2日
老齢厚生年金	1,382,440件	93.2%	59.1%	41.1日	32.0日
遺族基礎年金	3,792件	88.7%	42.9%	46.0日	35.8日
遺族厚生年金	254,243件	90.0%	69.1%	42.5日	29.9日
障害基礎年金	51,186件	89.8%	—	62.3日	—
障害厚生年金	22,038件	75.7%	—	91.4日	—

(注)  
「障害基礎年金」は3か月以内、  
「障害厚生年金」は3か月半以内。

「障害厚生年金」の達成率が比較的低いことについては、障害厚生年金における障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑になっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響しているものと考えられます。

## サービス標準達成率向上への取組

- 各種申請書類の見直し、年金裁定の処理日数の短縮、事務処理の標準化の推進、社会保険オンラインシステムの刷新などを順次実施するとともに、事務処理サイクルを見直すなど、サービス提供までの所要日数の短縮を図っていくこととしています。  
なお、障害基礎年金の所要日数については、平成18年度より「3か月半以内」から「3か月以内」に短縮しています。
- 今後、有効な取組事例を全国共通の事務処理として標準化するなど、達成率向上へ向けた方策を検討することとしています。
- 達成率の低い給付項目や社会保険事務所等については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしています。

## 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、特定健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者に義務化される。国の基本方針（案）においては、平成24年度に特定健康診査実施率70%特定保健指導実施率45%を達成するよう定められているところである。

### 1. 特定健康診査の実施等について

#### ア. 被保険者に対する健診

現行と同様に健診機関と一般健診等について個別契約し、事業所を通じた受診勧奨及び健診申込み受付等の事務処理を実施する方式を予定。

#### イ. 被扶養者に対する健診

40歳以上74歳までの被扶養者を対象とした特定健康診査を「集合契約」により実施する。なお、受診勧奨及び受診券発行申請受付等の事務処理は事業所を通じた実施を予定。

(※健診項目は別紙参照)

### 2. 特定保健指導の実施等について

#### ア. 被保険者に対する特定保健指導

被保険者に対する特定保健指導については、保健師が事業所に直接訪問し、原則として個別指導中心の特定保健指導を実施する。

#### イ. 被扶養者に対する特定保健指導

被扶養者の特定保健指導は、特定健康診査結果に基づく階層化を行い、特定保健指導が必要とされた被扶養者の住所地（特定健康診査の際に取得）に「利用券」を直接交付し実施する。

### 3. 社会保険事務局における取り組みについて

#### ア. 集合契約について

4月からの被扶養者の特定健診等を円滑に実施するためには、市町村（国保）の健診契約の進捗状況を的確に把握し、集合契約の締結に向けて他保険者と共同した作成作業を早急に進める。

#### イ. 新たな健診事務等の実施に向けての主な留意点について

- 生活習慣病予防健診については、例年どおり健診実施機関との契約準備を進める。
- 被保険者に対する保健指導については、10月からは全国健康保険協

会へ移行し、引き続き実施することも踏まえ、周知・広報等、保健指導事業の実施に係る財団支部との連携強化を図る。

- 事業主健診の特定健康診査結果の取得については、情報提供に係る事業主への周知や個人情報保護法上の本人同意等について健診機関等への協力を求める。
- 労働安全衛生法に基づく事業主健診結果は、特定健康診査として保険者が受け取ることにより、被保険者の実施率に含めることができるが、その取得方法については、現行生活習慣病予防健診の実施機関を中心とした事業主健診実施機関との間の情報提供に係る契約により実施する方法を主とする。

# 平成20年4月からの政管健保生活習慣病予防健診検査項目対比表

・特定健診の検査項目については、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)」による。(H20.1.30)

	政管健保		特定健診	(参 考)
	一般	付加		労働安全衛生法 定期健康診断
診 察	質 問(問 診)	○	○	○
	計 身 長	○	○	●1
	測 体 重	○	○	○
	肥満度・標準体重	○	○	○
	腹 囲	○	○	■※
等	視 力	○	○	○
	聴 力	○	○	○
	胸部聴診・腹部触診	○	○	○
	血圧(座位)	○	○	○
脂 質	総コレステロール定量	○	○	■
	中性脂肪	○	○	■
	HDL-コレステロール	○	○	■
	LDL-コレステロール	○	○	■
肝 機 能	GOT	○	○	■
	GPT	○	○	■
	γ-GTP	○	○	■
	ALP	○		
	総蛋白		○	
	アルブミン		○	
	総ビリルビン		○	
	LDH		○	
代 謝 系	アミラーゼ		○	
	空腹時血糖	○	■1	■
	尿 糖   半定量	○	○	○
	血清尿酸	○		
血 液 一 般	ヘモグロビンA1C	■1	■1	■1
	ヘマトクリット値	○	□	
	血色素測定	○	□	■
	赤血球数	○	□	■
	白血球数	○		
尿 ・ 腎 機 能	血小板・血液像		○	
	尿蛋白   半定量	○	○	○
	潜 血	○		
	尿沈渣		○	
呼 吸	血清クレアチニン	○		
	肺活量		○	
心 機 能	1秒量・1秒率		○	
	12誘導心電図	○	□	■
肺	胸部X線	○		○
	喀痰細胞診			□
胃	胃部X線	○		
	胃内視鏡	□		
大 腸	直腸検査	□		
	免疫学的便潜血検査	○		
眼底検査	□	○	□	
腹部超音波		○		
(参 考)				
感染症	HBs抗原	●		(参考)の検査項目については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目の改正について～平成20年4月1日施行～パンフレットによる。
	HCV抗体	●		
子宮頸がん(スメア方式)		△		
子宮体がん(細胞診)				
乳 がん	視診・触診	△		
	X線			
歯周疾患健診		△		
骨粗鬆症健診				

注. 検査項目のうち、太枠の項目については、平成19年度と比較し、追加(必須と選択)になった検査項目である。

○… 必須項目

△… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

●… 35歳以上の者(過去に当該検査を受けたことがない者)

●1… 20歳以上の者については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■… 35歳及び40歳以上の者については必須項目、40歳未満の者(35歳を除く)については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※… ■に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満で、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■1… 血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替可